令和５年１１月９日

美作市議会議長　山本雅彦　殿

美作市議会政治倫理審査会
会長　田村秀昭

審査結果報告書

令和５年１０月５日付けで議長からの審査依頼の付託を受けました件について、美作市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第９条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１．審査対象事件

鈴木悦子議員が４月の議長選を巡り自分に投票してもらうため他の市議４人に現金２０万円を渡そうとした贈賄申し込みの罪で、令和５年９月２７日に岡山区検に略式起訴され、岡山簡裁が同日罰金１００万円の略式命令を出し、鈴木議員は即日納付したと新聞報道された内容が、条例第２条第１号に定める政治倫理基準に違反するとして、安藤功議員、金谷のり子議員、和田広宣議員より令和５年１０月５日付けで審査請求書が山本雅彦議長に提出され、同日付で美作市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に審査が付託された。

２．審査対象議員　　鈴木悦子議員

３．審査会委員

会　長　田村秀昭
副会長　中山忠明
委　員　中谷祐輔
　　神原一寿
　　西村大司
　　青山　慶

４．審査の状況

第１回審査会（令和５年１０月５日開催）

令和５年１０月５日付けで議長から６名の議員が審査会委員の委嘱を受け、

同日、会長、副会長を互選により決定。

第２回審査会（令和５年１０月１２日開催）
　審査対象事件についての報道機関の記事内容から、審査請求者への請求内容の確認は必要ないと認定して速やかな審査実施を決定し、今後の審査の運営について協議を行った。

第３回審査会（令和５年１０月１８日開催）
　審査対象議員に出席要求し確認を行うことを決定し、質問する項目、出席要求日時について協議決定した。また、岡山検察庁に起訴内容の確認のための書類請求実施を確認した。

第４回審査会（令和５年１０月１９日開催）
　一部報道機関の報道内容から委員の守秘義務について再確認を行った。また１２月定例会までに議長に審査結果報告書を提出する工程を目指して進めることを再確認した。

第５回審査会（令和５年１０月２６日開催）
　田村会長が同行し岡山検察庁より取得した鈴木議員についての略式命令に関する書類内容により贈賄に関する事実関係を確認した。
　審査対象議員である鈴木議員から審査会が事前に通知した質問項目への回答について内容を確認。なお鈴木議員からの回答は文書により行われた。
　回答内容から３月１７日の正副議長室での状況について審査会として正確に確認する必要があるとの認識となり、鈴木議員が贈賄罪の申し込みとなった２０万円を渡そうとした場所にいたと思われる議員４人を関係者として鈴木議員の行動内容確認のため説明を求めることを条例第７条に従い決定し、質問項目、出席要求日時を決定した。

第６回審査会（令和５年１１月１日開催）
　鈴木議員の行動内容確認のため関係者として４人の議員に確認のため質疑を行った。４人の関係者である議員に質問し、３月１７日に正副議長室で鈴木議員が２０万円を渡した状況を確認した。
　確認した内容では、３月１７日に鈴木議員が呼んだ４人の議員は、その目的は知らずに呼ばれていた。４人の説明から議長選挙での投票依頼及び他の議員への勧誘依頼のためであることは間違いないと認識された。鈴木議員の行動の背景に大学誘致、新庁舎、英田保育園などを進めて継続してやりたい。議長として

議会の流れをまとめてやりたい気持ちが強かったと認識される。そのため２０万円の入った封筒を机に置き投票依頼及び他の議員への勧誘依頼を申し込んだ。４人の議員は置かれた封筒の中身をその場で確認することはなく、また鈴木議員の依頼に対して断っている状況であった。

２０万円については、やり取りで鈴木議員より強く受け取るように求められ、４人とも拒んだが、とりあえず預かってのやり取りのなかで４人のなかの１人が仕方なく後で返すと伝えて、とりあえずとして預かっていた。預かった議員以外の議員も渋々預かった状況であったと説明している。預かって退出した後、預かった議員に残りの議員が早めに返すようにと伝えている状況であった。預かった議員は、３月定例会終了後に鈴木議員に連絡を取り、都合が合う４月１日に訪問し返金した。預かった議員もその対応がベストではなかったと認識しているとの説明であった。また４人が説明に出席したのは、噂に困惑しており、自身の潔白を説明する趣旨で出席したとのことであった。

４人のうちの１人が鈴木議員への配慮から一度は預かり後日返却している状況について、２０万円を預かって返金までに２週間があった行為について、議員としてふさわしくない行動で倫理規定に照らして問題があったのではないかとの意見が審査会委員からあった。

第７回審査会（令和５年１１月２日開催）

審査対象議員及び関係人からの弁明や説明などを踏まえて審査対象議員の行動について条例に即して委員の判断を協議した。また議長が講ずる措置についても意見が出た。

第８回審査会（令和５年１１月６日開催）

議長に対して報告する審査結果報告案を委員間で調整し協議した。

第９回審査会（令和５年１１月９日開催）

議長に対して報告する審査結果報告書を取りまとめた。

５．審査結果

これまでに審査会を１０月５日に設置以降９回の審査会を開催し、慎重に審査した結果を報告する。鈴木議員が４月の議長選を巡り自分に投票してもらう申し込みのため議員４人に３月１７日に正副議長室において現金２０万円を渡そうとして贈賄申し込みを行った。当日の正副議長室でのやり取りについては、審査会で関係者として４人の議員を呼び状況を確認した。令和５年９月２７日に岡山区検に略式起訴され、岡山簡裁は贈賄罪で同日罰金１００万円の略式命

令を出し、鈴木議員は即日納付した事実関係を確認した。鈴木議員は弁明書で深く反省している旨のことを記述しているが、審査会としては、贈賄罪で略式命令が出され罰金１００万円を納付しているという事実は重大行為であり、市民の信頼を著しく損なう行為であるとの意見で一致し、審査対象議員の行為は条例第２条第１号に定める政治倫理基準に明らかに違反するものと判断した。

なお、報告への附帯意見として、審査対象議員ではないが、鈴木議員が２０万円を渡そうとした現場にいた関係者である４人の議員に説明を求めた結果、２０万円は４人とも受け取りを拒み、３人は議長選挙への投票依頼もその場で拒否していた。２０万円を預かり返した議員１人については本人の説明及び他の３人の議員の説明からも汲むべき事情はあると審査会でも認識されたが、２０万円を預かった行動は不適切と思われる印象を持った委員が複数いた。

念のため４人の議員への疑念払拭のためにも法的には相手が収受しなかった場合や機会をみて返還する意思で一時預かったにすぎない場合は収受したものとならないとされていることも記載する。本審査会の審査対象議員でないことは承知しているが、４人の議員とりわけ預かって返した議員は、審査会の視点では、何らかの対応を議長がされるべきとの見解があったことは報告する。

最後に、審査対象議員である鈴木議員が条例違反であると審査会として判断の後、審査対象議員に対して議長がとるべき措置に踏み込んで審査会では協議した。

協議の結果、鈴木議員の当該行為は美作市議会の名誉及び品位を大きく損なうものとして重く受け止め、市民の信頼回復のためにも、審査対象議員である鈴木議員に対して辞職勧告の措置を求めることが妥当として議長に報告する結論となった。議長におかれましては、審査会の報告を尊重した措置を講ずることを依頼し審査結果報告とする。